

フランスの 2006 年研究開発予算について

はじめに

2006 年のフランス政府予算は 2005 年 9 月 28 日に政府案が閣議決定された後、上下院による審議が行われていたが、12 月下旬に可決され 2005 年 12 月 30 日付で公布された。本稿では、2006 年のフランス研究開発予算の概要を記す。

2006 年研究開発予算策定の背景

従来のフランスの研究開発制度は、多数の細分化された制度が乱立したいへん複雑であった。また研究開発の施策方針策定、補助、管理、評価などに関係する機関が多数存在し、それぞれの正確な役割が明確になっていなかった。さらに、従来の公的研究開発のほとんどは大学又は公的研究機関単独で、あるいは共同研究ユニットで実施されていたが、これらの研究ユニットはいずれも規模が小さかった。現在の主要な研究テーマの多くは多分野にわたる科学技術の知識を必要とし、研究効率向上等の観点から、多分野の高度な知見が集中する大きな規模の研究機関で実施することが必要とされている。

フランス政府は、研究開発体制を理解しやすく効率的なものとするために、数年前から改革を進めている。例えば、シラク大統領は 2004 年 1 月にフランスの研究開発を一層促進させるための国内計画を策定することを約束した。また、2005 年 1 月に官民共同研究プロジェクトへの出資を行う国立研究開発協会(ANR)を設立した。しかし、フランスでは急激な制度の変更に対しては関係者の反対を招くことが多く、2005 年予算策定に際しても多数の研究者が辞表を提出して反対するなど、改革は紆余曲折を経ている。

このような状況の下、2005 年 9 月 29 日にドビルパン首相は研究開発法案の改正による研究開発促進プログラムを発表した。ドビルパン首相は、「今までになかったフランスの研究努力の拡大を可能にするプログラムである」と強調し、プログラムの措置のいくつかは 2006 年予算において実施することとした。

(単位：100万ユーロ)

プログラム名	関係省庁	2005年	2006年
高等教育、大学	研究・教育省	9,210	10,097
学生生活		1,705	1,738
学際科学技術		3,685	3,602
環境資源管理		1,134	1,137
宇宙		1,238	1,243
研究方針決定・管理		568	377
リスク・汚染	環境省	278	279
エネルギー	経済・財政・	615	655
産業技術開発	産業省	425	525
運輸、住宅、公共施設	運輸・施設・ 観光・海事省	392	391
民生・軍事共用技術	防衛省	200	200
文化・科学情報	文化省	135	147
高等教育、農業研究	農水産省	237	262
合計		19,822	20,652

(出典：仏経済・財政・産業省)

表 1：2006 年フランス研究開発予算（省際高等教育・研究ミッション(MIRES)）

2006 年研究開発予算の概要

2006 年のフランス政府予算の大きな特徴は、同年から新たに 2001 年財政法(LOLF)が適用されることであり、従来省庁別に計上されていた予算が 34 のミッション(580 アクションを含む 133 プログラムからなるもの)に分類して計上されることとなった。また、行政の活動は数年間単位の戦略的な目標に基づいて実施されることになり、政策実施の結果や費用対効果が一定の指標により測定されることとなった。

研究開発予算は、「省際高等教育・研究ミッション(MIRES)」として分類されている。MIREs 予算は 13 のプログラムから構成されており、研究・教育省のほか、経済・財政・産業省、環境省、運輸・施設・観光・海事省、国防省、農水産省、文化省が参加している。

2006 年の MIREs 予算の規模は 206 億 5,192 万ユーロであり、2005 年政府予算における相当部分(198 億 2,190 万ユーロ)と比較して 4.2%の増加となった。ただし、改正財政法に基づく MIREs 予算には、大学研究者・教員の人件費や一部の欧州研究機関への分担金が含まれることに留意する必要がある。ミッションを構成する分野(プログラム)別にみると、高等教育・大学プログラムが 9.6%増加しているほか、産業技術開発プログラムが 23.4%増加しており、フランス政府

が産業分野の研究開発に注力していることが明らかになっている。その他、2006 年研究開発予算の特徴として次のようなものが挙げられる。

研究機関及び研究開発チームの支援強化 - 情報通信分野等の研究者の雇用促進、若年研究者の研究手当の増加等

民間への研究開発補助金の増加や企業と公的研究機関とのパートナーシップ拡大 - 国立研究開発協会 (ANR) や国立研究産業利用推進局 (OSEO/ANVAR) 関係予算の増加等

公的研究機関の再結集

企業の研究開発費に対する減税制度の継続実施 - 研究開発投資に対する優遇税制措置 (CIR)、公的研究機関との共同研究参加企業への減税、イノベーション企業等への拠出に対する減税)

新しい研究開発政策の方針

ドビルパン首相は 2005 年 9 月 29 日に新しい研究開発政策の基本方針を発表し、これに基づき 2006 年にいくつかの措置を実施することを予定している。これらの内容は 2006 年政府予算の他、現在国会において審議されている研究開発法案に盛り込まれている。

研究開発政策の方針決定に関する制度の改善

政府の研究開発政策の方針決定を補助するため、2006 年に大統領直属機関として研究者 12 ~ 20 人で構成される「研究技術高等委員会 (HCST)」を設置する。委員会は、研究開発・イノベーション政策の目標が短期的・長期的な社会の要請に沿うことを確認するとともに、政策方針について大統領及び政府にアドバイスする。

研究開発政策評価制度の改善

研究開発法案には「公的資金により実施されたプロジェクト、プログラム及び機関は定期的に評価され、評価方法や評価結果は公表される」との方針が示され、研究評価局 (AER) の設立が盛り込まれている。研究評価局 (AER) は、国内外の科学技術評価の専門家 24 名から構成され、国際的な評価基準に従って研究開発プロジェクトや機関を対象に統一的な評価を行う。

研究者の職業条件の改善

研究者の職業条件を改善するため、次のような施策を講ずる。

- 若年者の科学技術分野の職業への就職を促進させる。
- 高度な科学技術が結集された教育機関において集中的に博士課程教育を行う。
- 研究手当の金額を増加し、研究開発に従事する期間を職業経験として認めるようにする。

国立研究産業利用推進局 (OSEO/ANVAR) によるイノベーション分野における雇用補助制度や企業内研究による産業訓練契約 (CIFRE) 制度を拡充し、若手博士の企業への就職を支援する「企業内研究用博士就職契約」(CIPRE) 制度を創設する。また、企業、高等教育機関及び公的研究機関における博士取得者の就業可能性を調査、管理する「博士就業調査所」を設立する。

フランス研究者の海外流出を抑止するとともに (現在、国外で勤務するフランスの研究者 (博士) は 16,000 人とされている) 外国から受け入れる研究者数を増加させるため、研究員手当の金額を 8% 増額し、博士を雇用する企業に対し研究開発投資に対する減税 (CIR) を拡大するとともに、公的研究機関の雇用率増加を図る。

現在、世界のトップ大学 100 校のうちフランスの大学は 4 校のみであり、フランスの研究機関の国際的な認知度を高める観点から、規模の小さな研究ユニットを大きな研究センターに集中させることや、2006 年にフランス最大の公的研究機関である国立科学研究センター (CNRS) とパリのソルボンヌ大学を集約する「パリ経済学校」の創設を計画している。

研究関係者間の協力拡大

現在の大学研究所の規模は小さすぎて、有能な学生や研究者を集められていない。また、規模の小さな研究所が国全体に分散しており、先進的な大規模な研究テーマに取り組む体制が不十分であった。このため、地方に高等教育・研究機構 (PRES) を設置する。この機関は、研究者を地理的に集中させることにより研究の効率を高め、学際研究を支援し、国際的な認知度を高めることを目的とし、主要な科学技術テーマに関係する研究者を世界的な規模で集めることを計画している。